

GIPSガイダンス・ステートメント 2010年版の解説

2011年7月27日

有限責任 あずさ監査法人

神谷 精志(金融事業部パートナー 資産運用LoB日本代表)

日本証券アナリスト協会投資パフォーマンス基準委員会委員

GIPS Verification Subcommittee委員

日本公認会計士協会 業種別委員会 GIPS専門部会検討メンバー

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

本稿に述べる内容や意見はすべて筆者の私見によるものであり、筆者の所属する法人の意見を代表するものではありません。

1. GIPSガイダンス・ステートメント2010年版について

- 会社の定義
- コンポジットの定義
- カーブアウトの取り扱い
- ✓ 主要変更点と影響

2. 日本公認会計士協会「検証に関する実務指針」確定版について

- ✓ 検証手続に影響のある重要な変更点
- ✓ その他の変更点

1. GIPSガイダンス・ステートメント 2010年版について

■ ガイダンス・ステートメントとは

- ✓ **GIPS基準の具体的な解釈及び説明が記載されているもの。**
- ✓ **会社は、ガイダンス・ステートメント等を含めてGIPS基準の必須事項のすべてに準拠しなければならない。**
(基準:0.A.1)

■ ガイダンス・ステートメント2010年版の日本語訳

- ✓ **以下の日本語訳がGIPS ECより認証された。**
 - **会社の定義**
 - **コンポジットの定義**
 - **カーブアウトの取り扱い**
- ✓ **発効日:2011年1月1日**

会社の定義に関するガイダンス・ステートメント

◆主要変更点

- (1) 会社を再定義する際の開示事項の追加
- (2) 会社運用総資産額の定義の変更

会社の定義に関するガイダンス・ステートメント

(1) 会社を再定義する際の開示事項の追加

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
会社の開始／ 会社の再定義	もし会社が再定義された場合には、会社は、再定義の日付、概略および理由を開示しなければならない。(関連基準：4.A.16)	基準4.A.21は、会社が再定義の日付および理由を開示することを必須としている。

- 会社を再定義する際には、再定義が行われた日付及び理由に加え、新たな定義の概略を開示しなければならない。
 - 会社の定義は、会社の運用総資産額を確定するための範囲を定めるもの。例えば、単なる社名変更は会社を再定義する正当な理由とはならない。企業再編及び合併・買収活動等により会社内が大規模に変更された場合等に再定義されるのが一般的。
 - 「コンポジットの再定義」・・・コンポジットの定義に関するガイダンス・ステートメント(6)にて後述

会社の定義に関するガイダンス・ステートメント

(2) 会社運用総資産額の定義の変更 (1/2)

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
会社の運用総資産	<ul style="list-style-type: none">• <u>2011年1月1日以降の運用実績については、会社の運用総資産額は、会社により運用されるすべての投資一任資産および投資非一任資産のすべての公正価値の合計に等しくなければならない、フィーを課すポートフォリオおよび課さないポートフォリオの両方を含む。</u>(関連基準: 0.A.13)• <u>2011年1月1日より以前の運用実績については、GIPS基準を適用することが不可能な資産は、準拠表明の際に会社が検討する必要のない資産であり、会社の運用総資産に含めてはならない。このような資産には、時価ではなく原価または簿価に基づく投資手段(investment vehicles)が含まれる。</u>(関連基準: 旧0.A.3)	<ul style="list-style-type: none">• 記載なし• 基準を適用することが不可能な資産は、準拠表明の際に会社が検討する必要のない資産であり、会社の運用総資産に含めてはならない。このような資産には、時価ではなく原価または簿価に基づく投資手段(investment vehicles)が含まれる。(関連基準: 旧0.A.3)

会社の定義に関するガイダンス・ステートメント

(2) 会社運用総資産額の定義の変更 (2/2)

- 従来(2011年1月1日以前)は時価の合計であったため、時価評価ができない資産についてはGIPS準拠の対象外であった。
- 2011年1月1日以降は、公正価値評価の導入に伴い、特定の投資戦略に従って運用される資産はすべてGIPS準拠の対象に含まなければならない。
 - 例: 投資事業組合が保有するファンド など
- 従って、会社の運用総資産額は、会社により運用されるすべての投資一任資産及び投資非一任資産のすべての公正価値の合計に等しくなければならない。

コンポジットの定義に関するガイダンス・ステートメント

◆ 主要変更点

- (1) コンポジットを定義する際の基準の変更
- (2) コンポジットの割り当てに関する記録保管の明確化
- (3) 会社による定期的なレビューの必須化
- (4) 見込顧客に対する準拠提示資料の提示方針の変更
- (5) 一時終了コンポジットに関する記録保管の明確化
- (6) コンポジットを再定義する際の開示事項の変更

コンポジットの定義に関するガイダンス・ステートメント

(1) コンポジットを定義する際の基準の変更

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
基本原則	コンポジットは、 <u>投資マニフェスト</u> 、 <u>投資目的</u> 、または <u>投資戦略</u> に従って定義しなければならない。	コンポジットは、 <u>類似の投資目的</u> や <u>投資戦略</u> に従って定義しなければならない。

- 旧ガイダンス・ステートメントにある「類似の」は、厳密にはポートフォリオのコンポジットへの分類に際しての判断基準。コンポジットの定義として適切な基準へと修正された。
 - ⇒ 拡大解釈し、コンポジットが定義されている場合は、コンポジットの見直しが必要な場合も有り得る。
- 但し、従前よりコンポジット定義の参考となる階層例や制約／ガイドラインが記載されていたため、実質的に影響があるケースは少ないと考えられる。

コンポジットの定義に関するガイダンス・ステートメント

(2) コンポジットの割り当てに関する記録保管の明確化

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
投資一任	会社は、ポートフォリオが特定のコンポジットに割り当てられたこと、もしくは全コンポジットから除外されたことについて、その根拠となる記録を保持しなければならない。	会社は、また、ポートフォリオを非一任に分類した理由を文書化すべきである。

- ポートフォリオのコンポジットアロケーション、非一任資産への分類に関し判断根拠となる記録を保管しなければならない。
- 但し、当該保管に関しては、既に「GIPSの記録保管必須基準に関するガイダンス・ステートメント」で規定されている。また、検証者による検証手続には、従来より上記記録の確認が含まれていることが一般的。

(3) 会社による定期的なレビューの必須化

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
投資一任	会社は、各ポートフォリオ(投資一任および非一任の両方)を定期的にレビューし、再分類すべきポートフォリオがあるかどうかを判定しなければならない。	会社は、各ポートフォリオ(投資一任および非一任の両方)を定期的にレビューし、再分類すべきポートフォリオがあるかどうかを判定すべきである。

- 会社は、ポートフォリオのコンポジットアロケーション、非一任資産への分類に関し定期的にレビューし、再分類の必要性を検討しなければならない。
- 但し、経営者確認書を提出する際に実施する「経営者によるレビュー」時などにおいて既に実施していると考えられる。
- なお、検証者による検証手続には、投資非一任性の判断の妥当性、コンポジットからの(への)除外(組入れ)の妥当性、異常パフォーマンス等の確認が含まれていることが一般的。

コンポジットの定義に関するガイダンス・ステートメント

(4) 見込顧客に対する準拠提示資料の提示方針の変更

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
最低資産額	会社は、コンポジットの <u>最低資産額に満たないことが分かっている見込顧客</u> に対して、当該コンポジットの <u>準拠提示資料を提示すべきではない</u> 。	会社は、コンポジットの <u>最低資産額よりも小額の資産を有する見込顧客</u> に対して、当該コンポジットを <u>営業活動に使用すべきではない</u> 。

- 提示対象となる見込顧客の基準が、保有資産額から該当コンポジットへの投資見込額に変更された。
- コンポジットの使用用途が、営業活動から準拠提示資料での提示に限定された。

⇒ 必須事項ではなく勧奨事項である。

コンポジットの定義に関するガイダンス・ステートメント

(5) 一時終了コンポジットに関する記録保管の明確化

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
最低資産額	ある一定期間を経て、ポートフォリオが最低資産額を上回った場合、もしくは新しいポートフォリオが当該コンポジットに追加された場合には、当該コンポジットの以前のパフォーマンス記録を提示し <u>なければならない</u> 、再開したコンポジットのパフォーマンス数値と数学的にリンクしてはならない。	ある一定期間を経て、ポートフォリオが最低資産額を上回った場合、もしくは新しいポートフォリオが当該コンポジットに追加された場合には、当該コンポジットの以前のパフォーマンス記録を提示されるべきであるが、再開したコンポジットのパフォーマンス数値と数学的にリンクしてはならない。

- 一時終了しているコンポジットに関しても、再開する可能性があることから、パフォーマンス提示の根拠となるデータ及び情報について、準拠パフォーマンスを提示することになるすべての期間分は確保し保管しておく必要がある。

コンポジットの定義に関するガイダンス・ステートメント

(6) コンポジットを再定義する際の開示事項の変更

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
コンポジットの定義	会社が、コンポジットを再定義することが適切であると判断した場合には、再定義の日付、 <u>概略</u> 、および <u>理由</u> を開示しなければならない。 (関連基準:4.A.17)	会社が、コンポジットを再定義することが適切であると判断した場合には、変更の日付および <u>その性格</u> を開示しなければならない。

- コンポジットを再定義する際には、再定義の日付に加え、概略及び変更に至った理由を開示する必要がある。
- なお、通常はコンポジットの定義を変更すべきではなく、投資戦略を変更する場合は新たなコンポジットを構築することが一般的。

カーブアウトの取扱いに関するガイダンス・ステートメント

◆ 主要変更点

- (1)カーブアウトの定義の変更
- (2)カーブアウトの取扱いの変更
- (3)補足情報に関する記録保管の必須化
- (4)カーブアウト割合の提示期間の限定

◆ その他留意点

フィーの取扱いについて

カーブアウトの取扱いに関するガイダンス・ステートメント

(1)カーブアウトの定義の変更

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
序論	カーブアウトは、 <u>それ自身で個別の運用戦略を代表するポートフォリオの部分</u> として定義され、より広いマンドートで運用されるマルチ戦略ポートフォリオから、より狭いマンドートに対するトラックレコードを作成するために使用される。 (関連基準:用語集)	カーブアウトは、 <u>他資産ポートフォリオのうち</u> の <u>単一または複数資産クラスからなるセグメント</u> として定義され、より広いマンドートで運用されるポートフォリオから、より狭いマンドートによるトラックレコードを構築するために使用される。

- 旧定義では、例えば、グローバル株式ポートフォリオから、1~2銘柄しか組み入れられていない特定国株式部分をカーブアウトしコンポジットに組み入れることが可能であった。
- 新定義では、カーブアウト自身で個別の運用戦略を代表しなければならない。

カーブアウトの取扱いに関するガイダンス・ステートメント

(2)カーブアウトの取扱いの変更 (1/3)

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
固有の問題	<ul style="list-style-type: none">•2010年1月1日より以前の運用実績について、カーブアウトがコンポジットに含まれている場合には、適時に一貫性のある方法で現金がカーブアウトに配分されているか、カーブアウトがキャッシュバランスを有して個別管理されていないといけない。(関連基準: 3.A.8)•2010年1月1日以降の運用実績については、カーブアウトがキャッシュバランスを有して個別に管理されていない限り、カーブアウトをコンポジットに含めてはならない。現金配分は、今後許容されない。(関連基準:3.A.8)	<ul style="list-style-type: none">•2010年1月1日より前の運用実績については、一貫した客観的な方法を使用して現金部分を各カーブアウトのリターンに適時に配分しなければならない。•記載なし

カーブアウトの取扱いに関するガイダンス・ステートメント

(2)カーブアウトの取扱いの変更 (2/3)

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
基本原則	<ul style="list-style-type: none">•2010年1月1日より以前の運用実績については、現金によって得られるリターンの計算および配分方法は、会社が決定し、文書化して、<u>一貫して適用しなければならない。</u>•2010年1月1日以降の運用実績について、会社は、カーブアウトのユニバースを決定するために、マルチ戦略ポートフォリオのどのセグメント内の複数戦略のどのセグメントが、キャッシュバランスを有して個別管理されるかを決めなければならない。•2010年1月1日以降の運用実績について、キャッシュバランスを有して個別管理されていないセグメントは、2010年1月1日現在のカーブアウトの定義に合致しないため、コンポジットに含めることはできない。	<ul style="list-style-type: none">•現金によって得られるリターンの計算および配分方法は、会社が決定し、文書化して、<u>一貫して適用すべきである。</u>•記載なし•記載なし

(2)カーブアウトの取扱いの変更 (3/3)

- 2010年1月1日以前の運用実績は、会社が方法を決定、文書化し、適時に一貫性のある方法で現金がカーブアウトに配分されていればよい。
- 2010年1月1日以降の運用実績は、現金配分は許容されず、カーブアウトがキャッシュバランスを有して個別に管理されていない限り、カーブアウトをコンポジットに含めてはならない。
- マルチ戦略ポートフォリオから特定の運用戦略をカーブアウトすることを決定した場合、キャッシュバランスを有して個別に管理されている類似のポートフォリオセグメントはすべてコンポジットに組み入れなければならないが、個別に管理されていないものは組み入れてはならない。
 - 2009年12月掲載のGIPS Q&A Database (Category : Carve-Outs) 参照

(3) 補足情報に関する記録保管の必須化

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
許容される使用方法	モデル、シミュレーション結果などの情報は、 <u>会社が根拠となる記録を保有している場合</u> に限り、補足情報として提示することができるが、実際のリターンにリンクしてはならない。	モデル、シミュレーション結果などの情報は、補足情報としてのみ提示することができるが、実際のリターンにリンクしてはならない。

- 従来は、必須の提示事項に関してのみ根拠となるデータ及び情報の保管が必須だったため、「GIPSの記録保管必須基準に関するガイダンス・ステートメント」でも補足情報に関する記録保管は、ベストプラクティスと記載されていた。
- GIPS2010年版の1.A.1で、準拠提示資料に含まれるすべての事項の根拠となるデータ及び情報はすべて確保し保管しなければならない旨が規定されたことにより、補足情報に関する記録保管も必須化された。

カーブアウトの取扱いに関するガイダンス・ステートメント

(4)カーブアウト割合の提示期間の限定 (1/2)

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
廃止したカーブアウトのパフォーマンス記録	<u>2006年1月1日以降、2011年1月1日より以前の運用実績</u> について、コンポジットがカーブアウトを含むときは、会社は、各年度末現在の当該コンポジット資産に占めるカーブアウトの割合を提示しなければならない	コンポジットの提示において、会社は、過去にカーブアウトが含まれていたこと、およびそれらが含まれていた期間を開示しなければならない
開示事項	<u>2006年1月1日以降、2011年1月1日より以前の運用実績</u> について、コンポジットがカーブアウトを含むときは、会社は、各年度末現在の、当該コンポジット資産に占めるカーブアウトの割合を提示しなければならない (関連基準:5.A.5)	GIPS基準5.A.5では、 <u>2006年1月1日以降の運用実績</u> について、多資産ポートフォリオからの単一資産カーブアウトをコンポジットに組み入れるか、もしくは当該カーブアウトを使用してコンポジットを構築するときは、各期の当該コンポジット資産に占めるカーブアウトの割合を提示しなければならないと規定している。

(4)カーブアウト割合の提示期間の限定 (2/2)

- 2010年1月1日より以前の運用実績については、現金の事後的な配分によりカーブアウトが可能であったが、正確なパフォーマンス提示のためにはキャッシュバランスを有し個別管理されるべきと従前より考えられており、正確なパフォーマンスではない(現金が事後的に配分されている)ポートフォリオの割合を利用者が把握出来るよう、各年度末現在のコンポジット資産に占めるカーブアウトの割合を提示しなければならなかった。
- 新規定では、カーブアウトを廃止した場合を含め、2006年1月1日以降、2011年1月1日より前の運用実績については、当該提示が必要である。(2011年1月1日以降の運用実績については、正確なパフォーマンスが提示されているため当該提示は求められていない。)
- なお、2010年1月1日以降カーブアウトの定義を満たせなくなり当該カーブアウトを廃止し、カーブアウト以外のポートフォリオのみがコンポジットに残った場合でも、廃止されたカーブアウトの過去のパフォーマンス記録は当該コンポジットに残しておかなければならない。
 - 2009年12月掲載のGIPS Q&A Database (Category: Carve-Outs) 参照

カーブアウトの取扱いに関するガイダンス・ステートメント

◆ その他留意点 フィーの取扱いについて

変更箇所		
項目	新ガイダンス・ステートメント	旧ガイダンス・ステートメント
基本原則	カーブアウトを含むコンポジットのパフォーマンスをフィー控除後で提示する場合には、カーブアウトされた <u>フィー控除前</u> リターンから運用報酬を控除しなければならない。	カーブアウトを含むコンポジットのパフォーマンスを運用報酬控除後で提示する場合には、カーブアウト・リターンから運用報酬を控除しなければならない。

- 新規定でも、どのようにフィーを控除するかが明確ではないが、いずれの場合でも、一貫して運用することが重要。
 - バランス口座のフィーから計算するのか、特化型口座のフィーから計算するのか、それらは「実績」か「モデル」フィーか。
- なお、実務上の制約が無ければ、フィー控除前リターンを提示することも考えられる。

2. 日本公認会計士協会「検証に関する実務指針」確定版について

■ 実務指針とは

- 業種別委員会報告第36号 「グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針」
- 監査法人又は公認会計士が、GIPS基準第IV章「検証」に基づいて同基準準拠の検証を行う際に拠り所となる検証の基準についての整理を行うとともに、検証の目的と範囲、検証手続、及び検証報告書の作成等について留意すべき事項を実務指針として明らかにすることを目的とするもの。

■ 新実務指針の改正日及び適用日

- **GIPS2010年版の改訂(発効日:平成23年1月1日)を受け、日本公認会計士協会(業種別委員会)により、平成23年6月7日付けで改正・公表された。**
 - **平成23年1月1日以降の期間に係るパフォーマンスを含むコンポジット資料の提示は、GIPS2010年版に準拠して実施されなければならない。**
 - **新実務指針は、平成23年6月7日から適用される。**
- ⇒ **GIPS2010年版への準拠に関する検証に適用。**

◆ 検証手続に影響を及ぼす重要な変更点

- (1) リスク・アプローチに基づく検証の明確化
- (2) 文書化された方針及び手続に対する検証の明確化
- (3) サンプルに対する検証手続の追加

◆ その他の変更点

- (1) 「経営者の記述書」における変更
- (2) 「検証報告書」における変更
- (3) 「経営者確認書」における変更

検証手続に影響のある重要な変更点

(1) リスク・アプローチに基づく検証の明確化

① 具体的な改正内容

- 「検証者はパフォーマンスに影響を及ぼすリスクの程度に応じて、十分な検証手続を検証計画段階から考慮する必要がある」ことの明確化
 - 例えば、ポートフォリオを選定する際には、デリバティブの組入れや不動産、プライベート・エクイティへの投資について十分留意する必要がある。
- デリバティブを含む投資の場合には、会社の方針と手続どおりに公正価値評価が実施されていることを確かめるだけでなく、重要性を考慮の上、プライシングに使用されている評価モデル自体の合理性等についても確かめることが規定された。

検証手続に影響のある重要な変更点

(1) リスク・アプローチに基づく検証の明確化

② 関連する実務指針

検証計画の立案

27. 検証者は、GIPS基準準拠の検証に当たっては、GIPS基準第IV章B.1「検証実施前の手続」で要求されている事項を考慮し、研究報告を参考に、検証計画を立案し、文書化しなければならない。検証手続を決定するに際しては、GIPS基準のみならず、CFA協会及びGIPS Executive Committeeが公表する最新情報、報告書、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A及び説明等を斟酌する必要がある。検証者はパフォーマンスに影響を及ぼすリスクの程度に応じて、十分な検証手続を検証計画段階から考慮する必要がある。
例えば、ポートフォリオにデリバティブが組入れられている場合や不動産、プライベート・エクイティを投資対象とするポートフォリオがある場合にはポートフォリオの選定等十分留意する必要がある。

GIPS基準の検証の必須手続

35. (抜粋) 特に、デリバティブを含む投資の場合には、重要性を考慮の上、プライシングに使用される評価モデル及び評価の前提条件等が合理的であり、検証対象期間を通じて一貫して適用されていることを確かめる。なお、検証者は、検証手続について、専門家の業務の利用を検討する必要がある、利用する場合には第44項に従う。

検証手続に影響のある重要な変更点

(1) リスク・アプローチに基づく検証の明確化

③ 検証手続への影響

- 検証は、従来よりリスク・アプローチに基づき手続が実施されているが、今後はデリバティブ等を含む投資に関し追加手続が実施される場合もあり、例えば、以下の情報について検証者へ提供することになる。
 - ✓ 該当コンポジットの特定
 - ✓ 投資残高がコンポジットやポートフォリオ残高に占める割合等
 - ✓ 評価モデル及び評価の前提条件等(必要に応じて)

検証手続に影響のある重要な変更点

(2) 文書化された方針及び手続に対する検証の明確化

① 具体的な改正内容

- 「検証者は、会社及びその方針と手続について十分に理解した上で、パフォーマンス測定に関する内部統制についての資料を入手し、必要に応じて担当者への質問、関係書類の閲覧、業務の観察又は再実施等を行うことによりパフォーマンス測定に関する内部統制が実際に適用されていることを確かめる」ことの明確化
- 新たに検証手続の対象とされた会社の方針と手続は以下の通り。
 - i. 顧客資産の实在及び所有権の確認
 - ii. 評価階層を含めた投資対象の評価
 - iii. 下記状況における開示
 - 準拠提示資料がGIPS基準の必須事項に抵触する法律および/または規制に従っているとき
 - 主観的で観察不可能なインプットを使用して評価したポートフォリオの投資対象がコンポジットにおいて重要であるとき
 - コンポジットの評価階層が第Ⅱ章の GIPS評価原則で勧奨される階層と大きく異なるとき

検証手続に影響のある重要な変更点

(2) 文書化された方針及び手続に対する検証の明確化

②関連する実務指針 (1/3)

パフォーマンス測定に関する内部統制の検証手続

30. (抜粋) 検証者は、会社及びその方針と手続について十分に理解した上で、パフォーマンス測定に関する内部統制についての資料を入手し、必要に応じて担当者への質問、関係書類の閲覧、業務の観察又は再実施等を行うことによりパフォーマンス測定に関する内部統制が実際に適用されていることを確かめる。

GIPS基準の検証の必須手続

32. 検証者は、検証を行うに当たって、GIPS基準に準拠し、準拠を維持するために採用している方針と手続の写しを入手し、適用される方針と手続のすべてが適切に規定され、かつ十分に文書化されていることを確かめなければならない。

33. a. 準拠の基本条件(抜粋):

検証者は、次の事項を確かめるために十分な手続を実施しなければならない。

vi. 顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認するための会社の方針及び手続が適切であり、一貫して適用されていること

検証手続に影響のある重要な変更点

(2) 文書化された方針及び手続に対する検証の明確化

②関連する実務指針 (2/3)

34. (抜粋)GIPS基準では、第IV章B.2.a.vi.において検証の必須手続として、「顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認するための会社の方針および手続が適切であり、一貫して適用されていること」を確かめるために十分な手続を実施することが求められている。ここでは、顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを検証者が直接確かめることが求められているのではなく、それらを確かめるための適切な方針と手続が会社に存在し、かつ当該方針と手続が一貫して適用されていることを検証者が確かめる事が求められている。

また、検証者は、会社の方針や手続が適切に存在し、かつ一貫して適用されていることについて十分かつ適切な証拠を入手し心証を得なければならないが、顧客資産の実在性や所有権を絶対的に保証するものではないことに留意する。

35. (抜粋)検証者は、ポートフォリオの投資対象に関する文書化された会社の評価方針と手続、特に評価階層の定めなどが、GIPS基準第II章「GIPS評価原則」その他の必須基準に準拠した評価が行えるように設計されていることを確かめる。なお、会社の評価階層とGIPS評価原則で勧奨される評価階層に差異がある場合は、その差異を会社が分析した上で、その重要性並びに開示の是非等を検討していることについても確かめる。

また、検証者は、選定したポートフォリオについて、会社の評価方針と手続どおりに評価が実施されていることを確かめる。特に、デリバティブを含む投資の場合には、重要性を考慮の上、プライシングに使用される評価モデル及び評価の前提条件等が合理的であり、検証対象期間を通じて一貫して適用されていることを確かめる。

②関連する実務指針 (3/3)

36. 検証者は不動産あるいはプライベート・エクイティを投資対象とするポートフォリオについて、評価に関する以下の手続を実施する。

(1) 不動産

不動産投資について、会社は、GIPS基準第Ⅱ章「GIPS評価原則」にある不動産の分析に関する追加的な必須事項の定めに従って、外部評価しなければならないとされている。検証者は、会社が「GIPS評価原則」に準拠して外部評価を行っていることを確かめる手続を実施する。

(2) プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティ投資について、会社は、GIPS基準第Ⅱ章「GIPS評価原則」にあるプライベート・エクイティの評価に関する追加的な必須事項の定めに従って、投資対象の性質、事実、及び状況に基づき、当該投資対象に最も適合した評価方法を選択しなければならないとされている。検証者は、会社が上記に従い評価方法を選択していることを確かめる手続を実施する。

37. GIPS基準第Ⅱ章「GIPS評価原則」において、ポートフォリオ評価に関連する開示が求められている。検証者は、第33項fに規定される検証手続を実施するが、その際、特に、「準拠提示資料がGIPS基準の必須事項に抵触する法律および/または規制に従っているとき」、「主観的で観察不可能なインプットを使用して評価したポートフォリオの投資対象がコンポジットにおいて重要であるとき」及び「コンポジットの評価階層が第Ⅱ章のGIPS評価原則で勧奨される階層と大きく異なるとき」に、会社が十分な開示を行うための方針と手続を整備し、実際に適用していることを確かめる手続を実施する。

検証手続に影響のある重要な変更点

(2) 文書化された方針及び手続に対する検証の明確化

③ 検証手続への影響

- 上記方針と手続に関して、GIPS基準に従い適宜文書化されている規程類を確かめなければならない。
- パフォーマンス測定に関する内部統制の実際の適用状況については、例えば、以下の資料を確かめることになる。
 - i. 会社の記録と信託銀行報告書等との照合証跡等
 - ii. 会社の評価階層とGIPS評価原則で勧奨される評価階層との差異に関する分析・検討結果、信託銀行報告書、外部評価結果(不動産)、デューデリジェンス結果等投資対象に最も適合した評価方法が選択されていることを確かめることができる資料(プライベート・エクイティ)等
 - iii. 準拠提示資料等

検証手続に影響のある重要な変更点

(3) サンプルに対する検証手続の追加

① 具体的な改正内容

- 検証者は、下記事項の取り扱いが会社の方針と手続と整合していることを確かめることが規定された。

i. サンプルポートフォリオについて

- ポートフォリオの資金流出入の区分（例えば、受取、支払、配当、利子、報酬、税金、等）
- 収入、利子及び配当の発生と受取に関する会計処理
- 税金、税金の還付金、未払税金に関する会計処理
- 買付、売却、及びその他のポジションの発生と消滅の認識に関する会計処理
- デリバティブを含む投資に関する会計処理及び評価方法
- フィー及び費用の処理

ii. ベンチマークについて

- カスタム・ベンチマークや複合ベンチマークの計算方法

検証手続に影響のある重要な変更点

(3) サンプルに対する検証手続の追加

② 関連する実務指針

GIPS基準の検証の必須手続

33. d. データのレビュー:

検証者は、以下の事項の取り扱いが会社の方針と整合していることを確かめるため、選定したポートフォリオについて十分な手続を実施しなければならない。

- i. ポートフォリオの資金流入の区分(例えば、受取、支払、配当、利子、報酬、税金、等)
- ii. 収入、利子及び配当の発生と受取に関する会計処理
- iii. 税金、税金の還付金、未払税金に関する会計処理
- iv. 買付、売却、及びその他のポジションの発生と消滅の認識に関する会計処理
- v. デリバティブを含む投資に関する会計処理及び評価方法

33. e. パフォーマンス測定計算(抜粋):

検証者は、検証が特定のコンポジット・リターン¹の正確な計算と提示について保証(assurance)を行うものではないことを認識したうえで、会社が会社の方針及び手続に従ってパフォーマンスを計算し提示していることを確かめなければならない。検証者は、以下の手続を実施しなければならない。

- i. ポートフォリオのサンプルについてリターンを再計算し、GIPS基準で必須とされるリターン計算方法が使用されていること、また、会社の方針及び手続に従って計算が行われていることを確かめる。さらに、検証者は、フィー及び費用がGIPS基準及び会社の方針と手続に従って処理されていることを確かめなければならない。
- iii. カスタム・ベンチマーク又は複数のベンチマークから合成したベンチマークが使用されている場合は、会社が使用するベンチマークのデータについてサンプルを抽出し、計算方法が正しく適用されており、使用データが準拠提示資料におけるベンチマークに関する開示と整合していることを確かめる。

検証手続に影響のある重要な変更点

(3) サンプルに対する検証手続の追加

③ 検証手続への影響

- 上記方針と手続に関して、GIPS基準に従い適宜文書化されている規程類を確かめなければならない。
- パフォーマンス測定に関する内部統制の実際の適用状況については、例えば、以下の資料を確かめることになる。
 - i. 会計処理状況等を確かめることができる資料及びデータ
 - ii. カスタム・ベンチマークや複合ベンチマークの計算基礎データ

その他の変更点

(1)「経営者の記述書」における変更

- 文書化される項目を含め、表明内容の変更
- 責任内容の変更
 - ✓ 会社が **GIPS基準の必須基準**及び採用される**勧奨基準**のすべてに会社全体として準拠し、かつ、準拠を維持するための方針と手続を設計、整備すること
 - ✓ 会社が構築した方針と手続を一貫して適用すること

⇒ 検証対象の整理に伴う変更

その他の変更点

(1)「経営者の記述書」における変更

◆ 文例の新旧比較 (1/3)

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>GIPS基準準拠に関する経営者の記述書</u></p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 印 〇〇担当取締役 〇〇〇〇 印</p> <p>1. 経営者の表明</p> <p>私どもは、〇〇〇〇株式会社(注)を「会社」として定義し、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、<u>会社全体としてグローバル投資パフォーマンス基準(以下「GIPS基準」という。)</u>に準拠していることを表明する。</p> <p>また、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における会社の方針と手続がGIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示できるよう整備、運用されていたかをレビューした結果、当該会社の経営者として以下のことを表明する。</p> <p>会社は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において、<u>コンポジット構築に関するGIPS基準の必須基準のすべてに会社全体として準拠している。</u></p> <p>会社は、平成×年×月×日現在において、<u>GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するよう方針と手続を設計している。</u></p> <p>会社は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間において適用されるGIPS基準の必須基準及び採用される勸奨基準のすべてに準拠し、かつ、準拠を維持するために使用される、方針及び手続を文書化している。<u>文書化された方針は以下の項目を含んでいる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>GIPS基準準拠に関する経営者の記述書</u></p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 印 〇〇担当取締役 〇〇〇〇 印</p> <p>1. 経営者の表明</p> <p>私どもは、〇〇〇〇株式会社(注)を「会社」として定義し、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における会社の<u>パフォーマンス測定のプロセスと手続がグローバル投資パフォーマンス基準(以下「GIPS基準」という。)</u>に準拠してパフォーマンス数値を計算し提示できるよう整備、運用されていたかをレビューした結果、当該会社の経営者として以下のことを表明する。</p> <p>会社は、コンポジット構築に関するGIPS基準のすべてに会社全体として準拠し、<u>また、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するようパフォーマンス測定のプロセスと手続を設計し、かつ、(遡及的に)整備して、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間におけるパフォーマンス報告書を作成した。</u></p> <p><u>GIPS基準に合致する以下の方針が、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間のコンポジット・パフォーマンス報告書を作成するために整備されている。</u></p> <p>また、会社は、適用されるGIPS基準のすべてに準拠し、かつ、準拠を維持するために使用される、<u>以下の方針を含む会社の方針及び手続を文書化している。</u></p>

その他の変更点

(1)「経営者の記述書」における変更

◆ 文例の新旧比較 (2/3)

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> (1) 会社の適切な定義 (2) GIPS基準に準拠したコンポジットの定義及び維持 (3) <u>運用実績のあるフィーを課す投資一任ポートフォリオをすべて、少なくとも1つのコンポジットに含めること</u> (4) 投資一任の定義及び一貫した適用 (5) <u>恒常的に、すべてのポートフォリオが該当するコンポジットに組み入れられており、また、あるコンポジットに属すべきポートフォリオが当該コンポジットから除外されないこと</u> (6) <u>顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認すること</u> (7) <u>コンポジットのベンチマークが、コンポジットの投資マンドート、投資目的、又は投資戦略を反映していること</u> (8) <u>コンポジットの構築及び維持</u> (9) <u>コンポジットの概略一覧表がすべてを網羅していること</u> (10) <u>会社の運用総資産額が適切に計算され、開示されること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>会社のすべての運用実績のある報酬を課している投資一任ポートフォリオが、会社の投資戦略や投資目的に従って定義されている適切なコンポジットに含められている。会社のコンポジットの一覧表と概略は、要求に応じて入手可能である。コンポジットの一覧表は、会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間のすべてのコンポジットを示している。</u> (2) <u>コンポジットの定義及び作成、管理の基準に対する会社の方針は、継続的に適用されている。</u> (3) <u>測定期間の途中で管理が始まった新規ポートフォリオについては、次のパフォーマンス測定期間の開始時点でコンポジットに含められている(あるいはその他の代替的方针を明示する。)</u> (4) <u>測定期間の途中において管理が終了したポートフォリオについては、管理終了時点までコンポジットに含められている。</u> (5) <u>会計システムは、ポートフォリオ・リターン¹の計算上、GIPS基準において要求される入力データをすべて取り込むように設計されている。</u> (6) <u>ポートフォリオ・リターン測定においては、月次(日次)の時価評価と発生主義による金利収益認識に基づく、外部キャッシュ・フローを調整した時間加重収益率を使用し、期間リターンは幾何リンクしている(プライベート・エクイティ等で他の方針が採用される場合は、適宜修正又は追加する。)</u> (7) <u>コンポジット・リターンは、期首時価を用いて(許容された方針はこれに限られていない。採用されている方針を明示する。)、(月次で)個々のポートフォリオ・リターンを資産額に加重して計算されている。</u> (8) <u>提示必要期間のコンポジット・リターンは、必要な開示事項とともに提示されている。</u>

その他の変更点

(1)「経営者の記述書」における変更

◆ 文例の新旧比較 (3/3)

新	旧
<p>2. 責任に関する事項 私どもは、会社の経営者として、以下のことに対して責任を有している。</p> <p>(1) 会社がGIPS基準の必須基準及び採用される勧奨基準のすべてに会社全体として準拠し、かつ、<u>準拠を維持するための方針及び手続を設計、整備すること</u></p> <p>(2) <u>会社が構築した方針及び手続を一貫して適用すること</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(注) GIPS基準準拠を表明する主体の実態に即して具体的な記述とする。例えば、「〇〇〇株式会社の〇〇部門」等とする。</p>	<p>2. 責任に関する事項 私どもは、会社の経営者として、以下のことに対して責任を有している。</p> <p>(1) 会社がコンポジット構築に関するGIPS基準のすべてに会社全体として準拠し、かつ、<u>GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するようパフォーマンス測定のプロセスと手続を設計、整備し、また、そのための方針及び手続を整備すること</u></p> <p>(2) <u>既存顧客及び見込顧客に提示されるパフォーマンス報告書が適用されるGIPS基準のすべてに準拠して作成されているとの合理的な心証が得られるように、実際の手続を整備、運用すること</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(注) GIPS基準準拠を表明する主体の実態に即して具体的な記述とする。例えば、「〇〇〇株式会社の〇〇部門」等とする。</p>

(2)「検証報告書」における変更

- 検証業務固有の限界に関して追加
 - ✓ 当監査法人が行った検証は、サンプリングの適用、内部統制の限界等の理由により検証業務固有の限界がある。また、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間のみを対象として実施したものであり、本報告書はそれ以外のいかなる期間に対して何らの結論の報告をするものではない。
- GIPS基準の改訂を受け、検証対象及び経営者の責任内容を変更

その他の変更点

(2)「検証報告書」における変更

◆ 文例の新旧比較 (1/4)

新	旧
<p>独立した監査法人(注1)の検証報告書</p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇監査法人 代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 印 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印 (注2)</p> <p>1. 検証手続の対象及び実施した手続の概要(注3) 当監査法人(注4)は、本報告書に添付された〇〇〇〇株式会社(注5)(以下「会社」という。)の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間のグローバル投資パフォーマンス基準(以下「GIPS基準」という。)への準拠に関する「経営者の記述書」に記載されている、(1)会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していること、(2)会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていることについてGIPS基準第IV章「検証」に定められている検証の必須手続を実施した。</p> <p>この検証手続を実施するに当たっては、当監査法人(注4)は、GIPS基準及び業種別委員会実務指針第36号「グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針」(平成×年×月×日 日本公認会計士協会)に準拠している。</p> <p>なお、GIPS基準は、会社の投資パフォーマンスの提示及び計算手続に対してのみ適用されるものであり、会社(注6)の他の事業や業務に対して拡大して適用されるものではない。</p>	<p>独立した監査法人(注1)の検証報告書</p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p>〇〇〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇監査法人 代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 印 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印 (注2)</p> <p>1. 検証手続の対象及び実施した手続の概要(注3) 当監査法人(注4)は、本報告書に添付された〇〇〇〇株式会社(注5)(以下「会社」という。)の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間のグローバル投資パフォーマンス基準(以下「GIPS基準」という。)に準拠したパフォーマンス報告書の作成に関する「経営者の記述書」について意見を述べるため、GIPS基準第III章「検証」に定められている検証の必須手続を実施した。</p> <p>この検証手続を実施するに当たっては、当監査法人(注4)は、GIPS基準及び業種別委員会報告第36号「グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針」(平成×年×月×日 日本公認会計士協会)に準拠している。</p> <p>なお、GIPS基準は、会社の投資パフォーマンスの提示及び計算手続に対してのみ適用されるものであり、会社(注6)の他の事業や業務に対して拡大して適用されるものではない。</p>

その他の変更点

(2)「検証報告書」における変更

◆ 文例の新旧比較 (2/4)

新	旧
<p>また、当監査法人(注4)の実施した手続は、会社が行う特定のコンポジットに対する投資パフォーマンスのリターン計算や提示を対象とした詳細な調査、特定の顧客口座若しくはコンポジットに関する取引のテスト、及び個々のポートフォリオ又はコンポジットの純資産残高及びその変動に対する調査を行うものではない。</p> <p>したがって、当監査法人(注4)は、いかなる特定のコンポジットの準拠提示資料に対しても意見表明は行わない。また、パフォーマンス計算のために使用されたシステムに関して当監査法人(注4)が実施した手続は、GIPS基準に基づく入力データ及び計算方法に関する必須基準に適合するように方針と手続が設計されているかどうかを対象としており、これらの方針と手続に関して詳細なテストは実施していない。</p>	<p>また、当監査法人(注4)の実施した手続は、会社が行う特定のコンポジットに対する投資パフォーマンスのリターン計算や提示を対象とした詳細な調査、特定の顧客口座若しくはコンポジットに関する取引のテスト、及び個々のポートフォリオ又はコンポジットの純資産残高及びその変動に対する調査を行うものではない。</p> <p>したがって、当監査法人(注4)は、いかなる特定のコンポジットのパフォーマンス報告書に対しても意見表明は行わない。また、パフォーマンス計算のために使用された会計システムに関して当監査法人(注4)が実施した手続は、GIPS基準に基づく入力データ及び計算方法に関する必須基準に適合するようにプロセスと手続が設計されていたことを査閲することに限定されており、これらのプロセスと手続に関して詳細なテストは実施していない。</p>
<p>2. 責任に関する事項</p> <p>経営者の記述書の作成責任は、会社の経営者にある。経営者は、適用されるGIPS基準のすべてに準拠してコンポジットのパフォーマンスを測定し、<u>準拠提示資料を提示する責任を有している。会社はGIPS基準の必須基準及び採用される勸奨基準のすべてに会社全体として準拠し、かつ、準拠を維持するための方針及び手続を設計、整備し、当該方針及び手続を一貫して適用していなければならない</u>、当該事項は経営者が責任を負うべきものである。</p> <p>当監査法人(注4)は、上記の手続を実施し、会社が平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間における準拠提示資料の作成に当たり、GIPS基準のコンポジット構築に関する必須基準のすべてに会社全体として準拠し、かつ、会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するよう設計されていた旨を含む経営者の記述書について、独立の立場から意見を表明し、これを会社(注6)に報告する責任を負う。</p>	<p>2. 責任に関する事項</p> <p>経営者の記述書の作成責任は、会社の経営者にある。経営者は、適用されるGIPS基準のすべてに準拠してコンポジットのパフォーマンスを測定し、報告書を提示する責任を有している。<u>パフォーマンス報告書において採用された方針は、GIPS基準に準拠するよう設計されていなければならない</u>、当該事項は経営者が責任を負うべきものである。</p> <p>当監査法人(注4)は、上記の手続を実施し、会社が平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間におけるパフォーマンス報告書の作成に当たり、GIPS基準のコンポジット構築に関する必須基準のすべてに会社全体として準拠し、かつ、会社のパフォーマンス測定のプロセスと手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンス数値を計算し提示するよう設計されていた旨を含む経営者の記述書について、独立の立場から意見を表明し、これを会社(注6)に報告する責任を負う。</p>

その他の変更点

(2)「検証報告書」における変更

◆ 文例の新旧比較 (3/4)

新	旧
<p>3. 実施した手続の結果 上記の手続の結果、当監査法人(注4)は、経営者の記述書は、以下の事項に関するすべての重要な点において、適正に記載されているものと認める。</p> <p>(1) 平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間について、会社が、コンジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していた。</p> <p>(2) 平成×年×月×日現在において会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されていた。</p> <p>4. 検証業務固有の限界 当監査法人(注4)が行った検証は、<u>サンプリングの適用、内部統制の限界等の理由により検証業務固有の限界がある。また、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間のみを対象として実施したものであり、本報告書はそれ以外のいかなる期間に対して何らの結論の報告をするものではない。</u></p> <p>5. 利用制限 本報告書は、会社の経営者が利用すること及び会社の顧客に対する情報提供のために利用することのみを意図して作成されており、当監査法人(注4)はこれらの顧客に対し何ら責任又は義務を負うものではない。</p>	<p>3. 実施した手続の結果 上記の手続の結果、当監査法人(注4)は、経営者の記述書は、以下の事項に関するすべての重要な点において、適正に記載されているものと認める。</p> <p>(1) 平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間の<u>パフォーマンス報告書の作成において、会社はコンジット構築に関するGIPS基準の必須基準のすべてに会社全体として準拠していた。</u></p> <p>(2) 平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間の<u>パフォーマンス報告書の作成において、会社のパフォーマンス測定のプロセスと手続は、本報告書に添付されている経営者の記述書に記載されていた方針に基づき、かつ、GIPS基準に準拠してパフォーマンス数値を計算し、提示するよう設計されていた。</u></p> <p>4. 利用制限 本報告書は、会社の経営者が利用すること及び会社の顧客に対する情報提供のために利用することのみを意図して作成されており、当監査法人(注4)はこれらの顧客に対し何ら責任又は義務を負うものではない。</p>

その他の変更点

(2)「検証報告書」における変更

◆ 文例の新旧比較 (4/4)

新	旧
<p>6. 利害関係 会社(注6)と当監査法人又は代表社員・社員(注4)との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(注1) 検証者が公認会計士の場合は、「独立した公認会計士」とする。 (注2) 検証者が公認会計士の場合は、以下とする。 ○○○○公認会計士事務所 公認会計士 ○○○○ 印 ○○○○公認会計士事務所 公認会計士 ○○○○ 印 (注3) 特定のプロセス及び手続が、会社がGIPS基準に準拠するに当たり、当該期間のパフォーマンス報告について、遡及的に適用されたものである場合には、実施した手続の概要に「なお、特定のプロセス及び手続は、必ずしもパフォーマンスを提示した過去の全期間にわたって当初から適用されていたものではなく、会社がGIPS基準に準拠するに当たり、当該期間のパフォーマンス報告について遡及的に適用されたものである。」を加える。 (注4) 検証者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。 (注5) GIPS基準準拠を表明する主体の実態に即して具体的な記述とする。例えば、「○○○○株式会社の○○部門」等とする。 (注6) GIPS基準準拠を表明する主体の実態を法人格とは別途に定義した場合は、「○○○○株式会社」とする。</p>	<p>5. 利害関係 会社(注6)と当監査法人又は代表社員・社員(注4)との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(注1) 検証者が公認会計士の場合は、「独立した公認会計士」とする。 (注2) 検証者が公認会計士の場合は、以下とする。 ○○○○公認会計士事務所 公認会計士 ○○○○ 印 ○○○○公認会計士事務所 公認会計士 ○○○○ 印 (注3) <u>パフォーマンス報告書に示された特定の</u>プロセス及び手続が、会社がGIPS基準に準拠するに当たり、当該期間のパフォーマンス報告について、遡及的に適用されたものである場合には、実施した手続の概要に「<u>なお、パフォーマンス報告書に示された特定の</u>プロセス及び手続は、必ずしもパフォーマンスを提示した過去の全期間にわたって当初から適用されていたものではなく、会社が投資パフォーマンス基準に準拠するに当たり、当該期間のパフォーマンス報告について遡及的に適用されたものである。」を加える。 (注4) 検証者が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。 (注5) GIPS基準準拠を表明する主体の実態に即して具体的な記述とする。例えば、「○○○○株式会社の○○部門」等とする。 (注6) GIPS基準準拠を表明する主体の実態を法人格とは別途に定義した場合は、「○○○○株式会社」とする。</p>

(3)「経営者確認書」における変更

- 確認事項の増加
 - ✓ 文書化について
 - ✓ 虚偽、誤解を生じさせる開示について
 - ✓ 法令、規則の遵守について
 - ✓ 不正、不正の疑いについて
 - ✓ 規制当局からの通告、指導等について
 - ✓ 資産、顧客口座の实在性について
 - ✓ 公正価値について 等

⇒他の保証業務における経営者確認書に準じて変更

その他の変更点

(3)「経営者確認書」における変更

◆ 文例の新旧比較 (1/4)

新	旧
平成×年×月×日	平成×年×月×日
〇〇〇〇監査法人	〇〇〇〇監査法人(注1)
代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 殿	代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 印 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 (署名又は記名捺印) 〇〇担当取締役 〇〇〇〇 (署名又は記名捺印)	〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 (署名) (又は記名捺印) 〇〇担当取締役 (署名) (又は記名捺印)
<p>〇〇〇〇株式会社(以下「会社」という。)の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間のグローバル投資パフォーマンス基準(以下「GIPS基準」という。)への準拠に関する「経営者の記述書」に記載されている、(1) <u>会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していること、(2) 会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するように設計されていることについてのGIPS基準第IV章「検証」に関連して、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認いたします。また、会社が適用されるGIPS基準の必須基準のすべてに会社全体として準拠して準拠提示資料を作成し、投資パフォーマンスを適正に提示する責任は、経営者にあることを承知しております。</u></p>	<p>〇〇〇〇株式会社(注2)(以下「会社」という。)の平成×年×月×日から平成×年×月×日までのグローバル投資パフォーマンス基準(以下「GIPS基準」という。)に準拠した投資パフォーマンス報告書の検証に関連して、下記のとおり確認いたします。</p>

その他の変更点

(3)「経営者確認書」における変更

◆ 文例の新旧比較 (2/4)

新 記	旧 記
<p>1. <u>GIPS基準に準拠して準拠提示資料を作成、配布し、GIPS基準への準拠を維持する責任は、経営者にあることを承知しております。</u></p> <p>2. <u>GIPS基準への準拠を達成し維持するための方針と手続は、適切に文書化しております。</u></p> <p>3. <u>GIPS基準への準拠を達成し維持するための方針と手続は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの期間にわたって一貫して適用されております。</u></p> <p>4. <u>準拠提示資料は、GIPS基準に準拠して会社のパフォーマンスを公正に正しく開示しております。</u></p> <p>5. <u>虚偽の又は誤解を生じさせるパフォーマンスやパフォーマンス関連情報の故意の開示は行っておりません。</u></p> <p>6. <u>会社は、パフォーマンスの計算及び開示に関連するその他すべての法令・規則を遵守しております。</u></p> <p>7. <u>投資パフォーマンスの基礎となる口座記録に適切に記録していない重要な取引はありません。</u></p> <p>8. <u>不正を防止・発見し、GIPS基準に準拠して投資パフォーマンスを適正に提示するために、内部統制を構築し、維持する責任は経営者にあることを承知しております。</u></p>	<p>1. <u>GIPS基準に準拠してパフォーマンス報告書を作成し、投資パフォーマンスを適正に開示する責任は、経営者にあることを承知しております。</u></p> <p>2. <u>パフォーマンス報告書の作成に際して、会社が適用されるGIPS基準の必須基準のすべてに会社全体として準拠する責任は、経営者にあることを承知しております。</u></p> <p>3. <u>パフォーマンス報告書の作成に際して、会社のパフォーマンス測定のプロセスと手続をGIPS基準に準拠して、パフォーマンス数値を計算し、提示するよう設計する責任は、経営者にあることを承知しております。</u></p>

その他の変更点

(3)「経営者確認書」における変更

◆ 文例の新旧比較 (3/4)

新	旧
<p>9. <u>GIPS基準準拠に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の情報はありませぬ。</u></p> <p>(1) <u>経営者による不正又は不正の疑い</u></p> <p>(2) <u>内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い</u></p> <p>(3) <u>上記以外の者によるGIPS基準準拠に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い</u></p> <p>10. <u>従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手したGIPS基準準拠に影響する不正の申立て又は不正の疑いに関する情報はありませぬ。</u></p> <p>11. <u>GIPS基準準拠に重要な影響を与える違法行為はありませぬ。</u></p> <p>12. <u>貴殿から要請のあった検証に必要な資料は、すべて貴殿に提供いたしました。</u></p> <p>13. <u>規制当局からの通告・指導等でGIPS基準準拠に重要な影響を与える事項はありませぬ。</u></p> <p>14. <u>GIPS基準準拠に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、すべて遵守しております。</u></p> <p>15. <u>実在性に疑義のある資産及び顧客口座はありませぬ。</u></p> <p>16. <u>この確認書の日付までにパフォーマンス報告に重要な影響を及ぼす事象は、発生していません。</u></p> <p>17. <u>公正価値による評価方針はGIPS評価原則に準拠しております。</u></p> <p>18. <u>(その他……………)(注1)</u></p>	<p>4. <u>貴殿から要請のあった検証に必要な資料は、すべて貴殿に提供いたしました。</u></p> <p>5. <u>検証に影響を与える可能性のある経営者又は従業員が責任を負うべき違法行為、不正又は未修正の誤謬はありませぬ。</u></p> <p>6. <u>この確認書の日付までにパフォーマンス報告に重要な影響を及ぼす事象は、発生していません。</u></p>
以上	以上

その他の変更点

(3)「経営者確認書」における変更

◆ 文例の新旧比較 (4/4)

新	旧
<p>(注1) <u>その他の確認事項</u> <u>上記の経営者確認書の記載例で示されている事項以外に、監査人が経営者確認書において確認を求める必要があると判断した事項については、各会社の個別の状況が反映できるように具体的に記載する必要がある。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(注1) <u>検証者が公認会計士の場合は、以下とする。</u> <u>〇〇〇〇公認会計士事務所</u> <u>公認会計士 〇〇〇〇 印</u> <u>〇〇〇〇公認会計士事務所</u> <u>公認会計士 〇〇〇〇 印</u></p> <p>(注2) <u>GIPS基準準拠を表明する主体の実態に即して具体的な記述とする。</u> <u>例えば、「〇〇〇〇株式会社の〇〇部門」等とする。</u></p> <p>(注3) <u>5. 6. に関して該当ある場合には、「貴殿に報告しているものを除き」を加える。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

本稿に述べる内容や意見はすべて筆者の私見によるものであり、筆者の所属する法人の意見を代表するものではありません。

© 2011 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and ‘cutting through complexity’ are registered trademarks or trademarks of KPMG International Cooperative (KPMG International).